

28 日 獣 発 第 112 号  
平成 28 年 7 月 15 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、平成 28 年 7 月 4 日付け 28 消安第 1655 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、夏季休暇の時期を迎えるに当たり、口蹄疫が発生している国を含め諸外国との人や物の動きが一層激しくなること、さらに本年 8 月から 9 月にかけてリオオリンピック・パラリンピックが開催され海外渡航者の増加が見込まれることにより、我が国へ家畜の伝染性疾病の病原体が侵入するリスクが高くなると考えられるため、改めて口蹄疫等の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化を依頼するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

28消安第1655号  
平成28年7月4日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

写

28消安第1655号

平成28年7月4日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

口蹄疫等に係る防疫対策については、今年度に入ってから、「ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（平成28年4月14日付け28消安第273号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、畜産関係者に対し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底、注意喚起の徹底等をお願いしてきたところです。

本年に入ってから韓国や中国において口蹄疫が発生しており、また台湾においても高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されております。加えて、先月には韓国の済州島の豚飼育農場にて豚コレラの発生があり「韓国における豚コレラの発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について」（平成28年6月29日付け28消安第1626号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）にて飼養衛生管理の徹底をお願いしたところです。このように、韓国を含めた東アジア地域においては、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病が続発しており、我が国への家畜の伝染性疾病の侵入リスクは、依然として高い状態のままであると考えられます。

このような中、我が国は観光立国実現に向けて政府一体となって取り組んでいるところ、訪日外国人旅行者数は今年に入ってから増加の一途をたどっており、また、これから夏季休暇の時期を迎えるに当たり、口蹄疫が発生している国を含め、諸外国との人や物の動きが一層激しくなります。さらに、本年8月から9月にかけて、ブラジルのリオデジャネイロ市においてオリンピック・パラリンピックが開催され、海外渡航者が増加することが見込まれることから、我が国へ家畜の伝染性疾病の病原体が侵入するリスクが高くなると考えられます。

なお、夏季休暇期間中における動物検疫の強化については、「夏季休暇期間中における動物検疫の強化について（協力依頼）」（平成28年7月4日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長事務連絡）により、法務省、外務省、財務省、厚生労働省及び国土交通省に対しても、別途、協力依頼していることを申し添えます。

つきましては、より一層の口蹄疫等に関する情報の共有に努め、改めて畜産関係者の危機意識を高めるとともに、我が国における口蹄疫等の発生を未然に防ぐため、特に下記の事項に留意の上、口蹄疫等の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期するようお願いいたします。

## 記

### 1. 畜産関係者の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

畜産関係者に対しては、口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

#### (1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

#### (2) 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な処置を講ずること。

### 2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

家畜の所有者に対して、衛生管理区域に必要な人を立ち入らせず、また、不要な物を持ち込ませないようにすること。人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように改めて指導を徹底すること。

### 3. 早期通報の徹底

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門が作成した口蹄疫や口蹄疫類似疾病の画像集等も活用して、家畜の所有者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項に規定する症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、早期通報があったときに迅速な初動対応が可能となるよう備えること。

### 4. 畜産関連施設における家畜の伝染性疾病の感染拡大防止対策の徹底

畜産関係施設（と畜場、食鳥処理場、家畜市場、死亡家畜の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場）における敷地内の洗浄・消毒並びに車両及び作業員等の施設敷地内での動線の工夫による交差汚染の防止並びに入退場時における車両、靴底、手指及び運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施するよう指導を徹底すること。

※ 上記の指導等に当たっては、農林水産省等の以下のホームページの情報も活用すること。

- ・ 口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザの発生状況等に関する情報を入手したい場合には、農林水産省ホームページのトップページの検索画面で「世界 発生状況 ○○ (疾病名の入力)」で検索すると、関連情報を入手可能。

- ・ 動物衛生研究部門ホームページ「口蹄疫 画像・動画集」

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/fmd/piclist/index.html>

事 務 連 絡

平成28年7月4日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課国際衛生対策室長

夏季休暇期間中における動物検疫の強化について（協力依頼）

日頃から、動物検疫業務に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、中国、韓国、台湾等の諸外国・地域においては、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が継続的に確認されておりますが、加えて、先月には韓国の済州島の豚飼育農場で1998年以来、18年ぶりに豚コレラの発生がありました。

農林水産省動物検疫所（以下「動物検疫所」という。）においては、これらの疾病の我が国への侵入防止のため、発生源・地域からの畜産物輸入を禁止しているほか、空海港での入国者に対する靴底消毒、車両消毒、海外での家畜との接触歴等に関する口頭質問を実施するなど、水際検疫を徹底しているところです。

一方、観光立国実現に向けて政府一体となって取り組んでいるところ、訪日外国人旅行者数は年々増加しており、2016年1月から5月は約973万人（前年度比29.1%増）に達し、特に中国、韓国、台湾からの訪日旅行者数が増加しております。今後も訪日旅行者数の増加が見込まれる中、これから夏季休暇の時期を迎え、海外から帰国する海外旅行者数も増加することが予想され、人や物の動きが一層激しくなることから、人や物を介した家畜の伝染性疾病の侵入リスクが極めて高くなることが考えられます。

そのため、動物検疫所においては、日本の検疫制度について訪日前に認識していただき到着時に旅行者が不快な思いをしないよう、多言語ホームページによる水際対策の情報提供を行うとともに、引き続き、水際対策の周知・徹底を行うこととし、別添のとおり、関係省庁、関係団体等に協力依頼を行いました。また、動物検疫所では、広報用のリーフレット（日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）併記）（参考）を準備するとともに、以下のウェブサイトにも動物検疫に関する情報を掲載しております。

貴都道府県におかれましても、リーフレットの配布、リンクバナーの設定等による関係者への情報提供及び注意喚起に御協力をお願いいたします。

○農林水産省ホームページ

「空海港における水際検疫の強化について」

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine\\_beefup.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html)

○動物検疫所ホームページ

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「Animal quarantine information for travellers to Japan」

<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>

○政府広報インターネットテレビ

「動物検疫・植物検疫 ～海外からの持ち込みに注意～」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg9589.html>

**【連絡先】**

農林水産省消費・安全局動物衛生課

国際衛生対策室 検疫業務班 川田、佐野

代 表 : 03-3502-8111 (内線4584)

ダイヤルイン : 03-3502-8295

FAX : 03-3502-3385

E-mail : kengyo@maff.go.jp